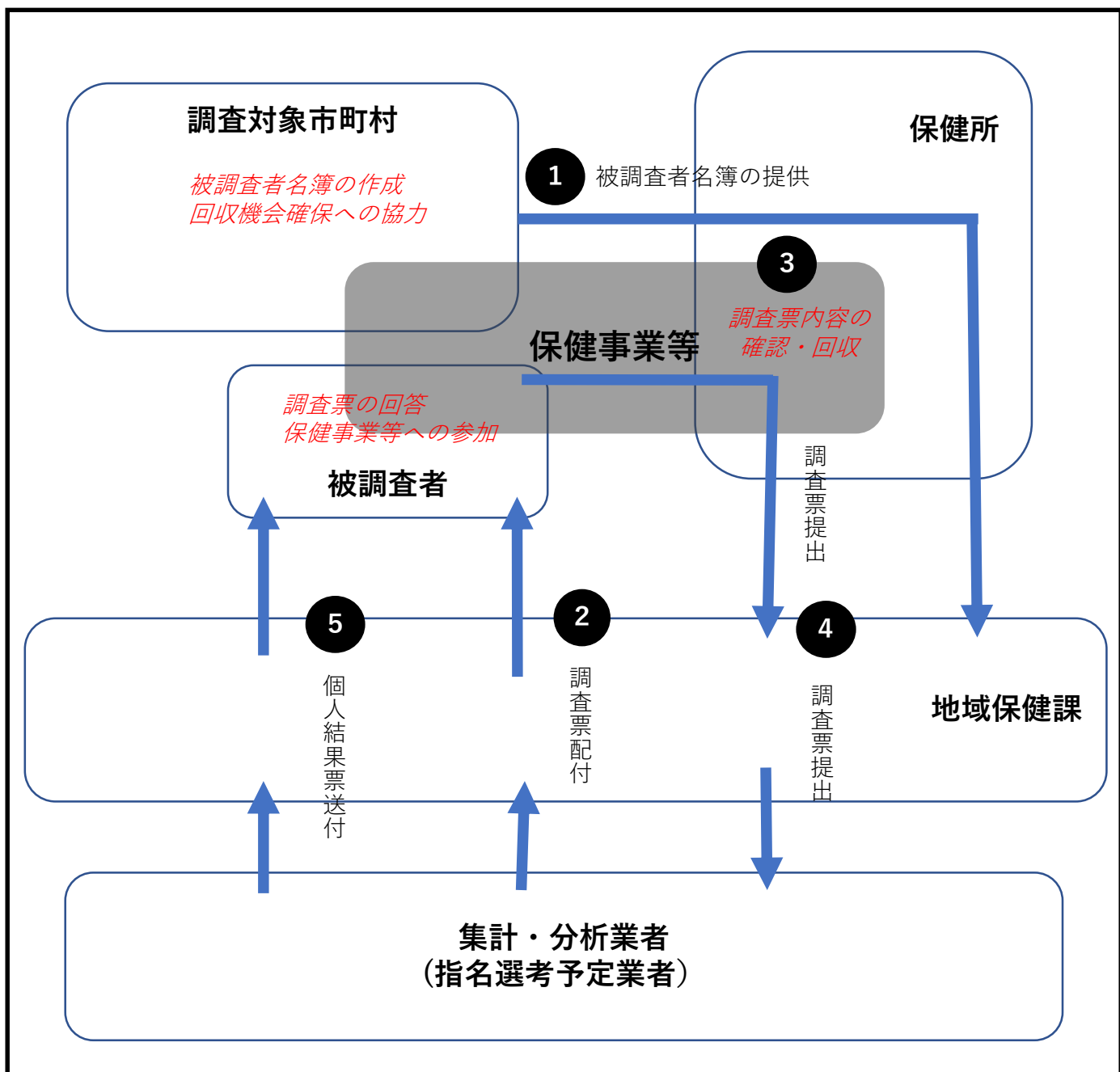


健康づくり道民調査等（道立保健所実施分） スキーム図



【基本の流れ】

- ①調査対象市町村は、作成した被調査者名簿（資料2-2）を保健所を経由して地域保健課に提出する。
- ②地域保健課は、被調査者名簿をもとに、被調査者あて依頼文（資料2-3）及び調査票（資料3）を配付する。
- ③保健所は、調査対象市町村の保健事業等の場面において、調査票の記載内容の確認・回収を行い、地域保健課へ提出する。
- ④地域保健課は到着した調査票を集計・分析業者に提出する。
- ⑤地域保健課は、集計・分析業者から送付のあった個人結果票（資料2-4）は被調査者へ送付する。